

一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

令和2年度国家公務員給与改定の内容を参考とし、期末手当の改定を行う。

第2 改正の内容

(1) 官民較差に基づく令和2年度の期末手当改定 (第1条、第2条関係)

一般職の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、期末手当及び勤勉手当の年間合計支給月数を4.5月分から4.45月分とする。

なお、特別職の期末手当についても、同様の引下げとする。

(2) 市議会議員の期末手当の改定 (第3条関係)

市議会議員の期末手当を一般職に準じた改定とし、年間合計支給月数を4.5月分から4.45月分とする。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第29号

一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月26日

岩見沢市長 松野 哲

一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の110」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の110」を「100分の107.5」に改める。

(岩見沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 岩見沢市特別職の職員の給与に関する条例(昭和40年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

(岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(給与等の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の一般職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の岩見沢市特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)又は第3条の規定による改正後の岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正前の岩見沢市特別職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

第3条 令和2年度に限り、改正後の給与条例第16条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」とする。

2 令和2年度に限り、改正後の特別職給与条例第5条第2項中「100分の222.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の220」とする。

3 令和2年度に限り、改正後の議員報酬条例第4条第2項各号列記以外の部分中「100分の222.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の220」とする。

(期末手当に関する特例措置)

第4条 一般職員の給与に関する条例別表第2医療職給料表(1)の適用を受ける職員に関する改正後の給与条例第16条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」とあるのは「100分の130」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の110」とする。